

様式第2 復興整備計画（本体）

復興整備計画 (第2回変更)

相馬市・福島県

平成24年12月7日

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

相馬市の一部（別添の復興整備事業総括図のとおり）

2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

- ①津波により生活・職業空間が失われた被災地の土地利用を図り、基幹産業であった漁業、農業の復活及び観光産業に配慮したまちづくりを行うことにより、被災者の方々の人生設計の基盤づくりを行う
- ②可能な限り地域コミュニティを維持した、思いやりとふれあいにあふれた、新たな地域社会の再構築を目指す。
- ③震災の経験を踏まえ、今後想定される新たな災害から人命や財産を守る。
- ④津波により被災した沿岸部の農業の復興を図る。

3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

（1）復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

- ①災害に強い地域づくりを行うため、市沿岸部の住宅地がある地域では防災緑地を整備するとともに、道路の嵩上げをする。家屋流出等、甚大な被害を受けた地域については、職業領域（工業・水産業）を防災緑地の内側に配置し、居住領域と分離する方向で、今後の土地利用を検討する。
- ②建物が流出する等、津波被害が大きかった住宅地については、津波被害からの安全性が確保できる内陸部の新たな住宅地へ移転を促進する。
- ③新たな住宅地の整備については、集団移転のための住宅地の整備や災害公営住宅の建設を行う。
- ④被害を受けた農地については、復旧・復興することを基本とする。

(2) 土地の用途の概要 (別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照)

- ①市沿岸部のうち、建物が流出する等、津波被害が大きかった原釜地区、尾浜地区、磯部地区については、市と県が買い取りを行い集団移転を促進するとともに、住宅移転跡地も含めて津波被害を軽減するための防災緑地を整備し、水産業(加工業含む)、漁業向けの職業領域及び商業・観光業区域として活用する。
- ②市沿岸部のうち、上記以外の岩子地区、和田地区、新田地区については、現集落内で自ら再建することを基本とし、海岸堤防や護岸堤防の嵩上げ、津波の威力を軽減させるための防災緑地、嵩上げた道路等を整備し、被害を軽減する。また、確実に避難できる避難路の新設や拡幅を実施し、地域の孤立を防ぐなどの対策を図る。
- ③水産業の円滑かつ迅速な復興を図るため、原釜地区、尾浜地区、磯部地区に基盤再生に必要な施設及び周辺環境(漁港、船曳場、漁具倉庫等)を整備し、共同利用させることによって、早期に水産物の安定供給と経営再開を実現するために総合的な支援事業を実施する。
- ④津波により被災した沿岸部の農業の復興を図るため、堤防のかさ上げ、排水ポンプ等の復旧に加え、用水路、排水路、農道の整備を行う。また津波により浸水した農地約1,110haのうち、八沢地区、和田地区の約210haにおいては、生産性向上のため、土地改良事業を実施する。岩子地区、新田地区、柏崎地区、磯部地区の約900ヘクタールについては震災前の状態への復旧を行うため農地災害復旧工事を順次進める。

(3) 復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺 1/25,000 以上の地形図 (別添の復興整備事業総括図のとおり)

4 復興整備事業に係る事項 (法第46条第2項第4号関係)

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1) 市街地開発事業		
(2) 土地改良事業		
(3) 復興一体事業		

(4) 集団移転促進事業	A 地区	事業名称: 相馬市防災集団移転促進事業 実施主体: 相馬市 実施区域: 南ノ入地区(移転先) 1工区～14工区 実施予定期間: 平成24年度～平成27年度
	B 地区	事業名称: 相馬市防災集団移転促進事業 実施主体: 相馬市 実施区域: 刈敷田地区(移転先) 実施予定期間: 平成24年度～平成27年度
	C 地区	事業名称: 相馬市防災集団移転促進事業 実施主体: 相馬市 実施区域: 荒田地区(移転先) 1工区～18工区 実施予定期間: 平成24年度～平成27年度
	D 地区	事業名称: 相馬市防災集団移転促進事業 実施主体: 相馬市 実施区域: 細田地区(移転先) 実施予定期間: 平成24年度～平成27年度
	E 地区	事業名称: 相馬市防災集団移転促進事業 実施主体: 相馬市 実施区域: 磯部中西地区(移転先) 実施予定期間: 平成24年度～平成27年度

	F 地区	事業名称:相馬市防災集団移転促進事業 実施主体:相馬市 実施区域:鷲山地区(移転先) 1工区～15工区 実施予定期間:平成24年度～平成27年度
	I 地区	事業名称:相馬市防災集団移転促進事業 実施主体:相馬市 実施区域:馬場野地区(移転先) 実施予定期間:平成24年度～平成27年度
(5)住宅地区改良事業		
(6)都市施設の整備に関する事業	J 地区	事業名称:原釜尾浜防災緑地事業 実施主体:福島県 実施区域:別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間:平成24年度～平成27年度
(7)津波防護施設の整備に関する事業		
(8)漁港漁場整備事業		
(9)保安施設事業		
(10)液状化対策事業		
(11)造成宅地滑動崩落対策事業		
(12)地籍調査事業		

(13) その他施設の整備に関する事業	B 地区	事業名称: 相馬市災害公営住宅整備事業 実施主体: 相馬市 実施区域: 刈敷田地区 実施予定期間: 平成24年度～平成27年度
	D 地区	事業名称: 相馬市災害公営住宅整備事業 実施主体: 相馬市 実施区域: 細田地区 実施予定期間: 平成24年度～平成27年度
	E 地区	事業名称: 相馬市災害公営住宅整備事業 実施主体: 相馬市 実施区域: 磯部中西地区 実施予定期間: 平成24年度～平成27年度
	F 地区	事業名称: 相馬市災害公営住宅整備事業 実施主体: 相馬市 実施区域: 鷺山地区 実施予定期間: 平成24年度～平成27年度
	G 地区	事業名称: 相馬市災害公営住宅整備事業 実施主体: 相馬市 実施区域: 明神前地区 実施予定期間: 平成24年度～平成27年度

	H地区	事業名称:相馬市災害公営住宅整備事業 実施主体:相馬市 実施区域:原釜地区 実施予定期間:平成24年度～平成27年度
	I地区	事業名称:相馬市災害公営住宅整備事業 実施主体:相馬市 実施区域:馬場野地区 実施予定期間:平成24年度～平成27年度
5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）		
平成24年度～平成27年度		
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）		

※B、D、E、F、I地区は、事業区分「（4）集団移転促進事業」と「（13）その他施設の整備に関する事業」の実施区域が重複している。

4－① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）

整理 番号	事業区分	図 面 記 号	変更等する土地利用基本計画等	変更等 の 別	変更等する部分の 面積（ha）		備 考
					拡大	縮小	
1	集団移転促進事業	D	土地利用基本計画の森林地域	変更	－ha	2ha	
			地域森林計画区域	変更	－ha	1.73ha	
		B	土地利用基本計画の森林地域	変更	－ha	3ha	
			地域森林計画区域	変更	－ha	3ha	
2	都市施設の整備に関する事業	J	都市計画（緑地）[福島県決定]	変更	13.3ha		名称 3 原釜尾浜防災緑地
			都市計画（公園）[相馬市決定]	変更（廃止）		0.25ha	名称 2・2・3 松原公園

（注）1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。

2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。

3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。

4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。

5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理番号	事業区分	図面記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然 公園法	漁業漁場 整備法	港湾法										
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等										
1	集団移転 促進事業	A	○																				
			○ (1、2、5、6、7、 8、10、12、14 工区) (1、2、5、8、 10、12、14工 区)																				
		B	○											○									
		C	○																				
			○ (1、2、5、6、7、																				

			17工区) (1,5,17工 区)										
		D	○	○									
			○										
		E	○										
			○										
		F	○										
			○ (1,5,9,10、 11,15工区)										
2	その他施 設の整備 に関する 事業	G	○										
			○										

- (注) 1 本様式は、法第49 条第1 項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49 条第1 項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50 条第1 項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。